

## 平成28年度第1回商工業振興審議会での主な意見 (北海道産業振興条例関係)

### I 企業立地の促進

- 海外企業の力を地域の活性化につなげるため、海外企業の立地促進（対日投資）に努めているが、日本は海外投資が少ないのが現状。  
海外企業の投資促進に関しては、助成のほか、教育、医療、宗教、生活の各側面に配慮して見直しの検討をお願いしたい。
- 企業誘致やその補助金は他都府県との競争でもあることから、他都府県に対して、北海道の特色を出すことが必要。  
また、費用対効果を検証し、効果があるのであれば、特色をもっと出すべき。
- 企業立地補助金の補助要件に「雇用増」があるが、人口減少や人手不足の今の時代に適した要件とは思われず、例えば「他事業者と共通インフラを造成する」「共通の部品を使用」といった生産性の向上に資するものを「雇用増」に置き換えるなど新たな要件を検討すべき。

### II 中小企業の競争力の強化

- 道内郡部の企業、財政基盤の弱い市町村の企業は十分な支援が得られていない状況にあり、このような地域の企業を支援するのが道の役割。
- 条例（施行規則）で定めている「マーケティング支援事業」では、海外見本市への出展に支援が受けられるが、道の支援を受けるときに国の支援を受けていると二重支援のため、支援が受けられない事例がある。  
国の展示会出展事業の中には、地方の支援が受けられるよう工夫しているものもあるので、今後、国と道の支援が両方受けられるよう展開願いたい。
- 支援事業を契機に、自社で新製品開発を行う良いきっかけとなった事例あり。  
地域の中小企業に支援事業の情報がより行き届くと、やる気をもって新製品開発や海外出展に取り組む企業も存在すると思われることから、地域の生産者や事業者に支援事業の情報を幅広く周知願いたい。
- 支援事業を中小企業へ広く周知させるためには、地域の企業が信頼を寄せている金融機関などへアプローチする方法もある。  
支援事業の成果は直ぐには表れない。事業完了後、4～5年で事業化し、投資した補助金以上の成果が上がっている事例もある。事業成果は年度毎に把握し、産業振興条例の見直しに当たっては、事業化率の観点を踏まえて検討することが必要。